



2025年8月27日

各位

会社名 株式会社TOKAIホールディングス
代表者名 代表取締役社長 小栗 勝男
(コード番号3167 東証プライム市場)
問合せ先 常務執行役員 鈴木 秀人
(TEL.03-5404-2893)

(開示事項の経過) 自己株式取得に係る事項の確定に関するお知らせ (会社法第165条第2項の規定による定款の定めに基づく自己株式の取得)

2025年8月19日付「自己株式取得に係る事項の決定及び自己株式の消却に関するお知らせ(会社法第165条第2項の規定による定款の定めに基づく自己株式の取得及び会社法第178条の規定に基づく自己株式の消却)」にて公表いたしました自己株式取得に係る事項に関し、取得期間が本日下記のとおり確定しましたので、お知らせいたします。

記

取得期間 2025年9月4日(木)から2026年3月31日(火)まで

(注) 2025年8月19日の当社取締役会決議により決定いたしました当社普通株式の売出し(以下「本売出し」という。)に関し、本日、売出価格等が決定されたことに伴い確定したものです。

(ご参考) 2025年8月19日の当社取締役会決議により決定した自己株式取得に係る事項の内容

(1) 取得対象株式の種類	当社普通株式
(2) 取得し得る株式の総数	2,200,000株(上限)(注) (発行済株式総数(自己株式を除く)に対する割合1.67%)
(3) 株式の取得価額の総額	20億円(上限)(注)
(4) 取得期間	本売出しに係る売出価格等決定日(2025年8月27日(水)から2025年9月1日(月)までの間のいずれかの日)に応じて決定される本売出しの受渡期日の翌営業日(売出価格等決定日の6営業日後の日)から2026年3月31日(火)まで
(5) 取得方法	東京証券取引所における市場買付け

(注) 市場動向等により、一部または全部の取得が行われえない可能性があります。

以上

ご注意: この文書は、いかなる証券についての投資募集行為の一部をなすものでもありません。この文書は、自己株式取得に係る事項の確定に関して一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘を目的として作成されたものではありません。当社普通株式に投資を行う際は、必ず当社が作成する株式売出目論見書及び訂正事項分(作成された場合)をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。また、この文書は、米国における証券の募集または販売を構成するものではありません。米国1933年証券法に基づいて証券の登録を行うまたは登録の免除を受ける場合を除き、証券の募集または販売を行うことはできません。なお、本件においては米国における証券の公募は行われません。